











玖珠（7）公務員宿舎外壁等改修工事

玖珠駐屯地業務隊

工事件名	玖珠（7）公務員宿舎外壁等改修工事					図番	
図面名称	表紙					縮尺	
業務隊長	管理科長	営繕班長	施設管理主任	管財主任	合議		担当者
				後関	 (厚生科長)	 (厚生班長)	 (宿舎担当)
							

特 記 仕 様 書

- 1 工事件名：珍珠（7）公務員宿舎外壁等改修工事
- 2 工事場所：大分県玖珠郡玖珠町大字山田2234-2
- 3 工事期間：契約締結日～令和8年3月31日（金）
- 4 工事概要

工 事 項 目	規 格	数 量	備 考
宿舎1号	外壁、防水改修	1 棟	
宿舎2号	外壁、防水改修	1 棟	

5 一般事項

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編/電気設備工事編/機械設備工事編）（以下、「標仕」という。）」「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編/電気設備工事編/機械設備工事編）（以下、「改修標仕」という。）」及び関係諸規則に基づき実施する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (3) 請負者は工事施工に先立ち、監督官と協議のうえ[施工計画書（施工の具体的な計画を定めたもの）・施工図・工事工程表]を作成、監督官の承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾をうけた場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書及び図面に記載されてある寸法・規格については、あくまでも標準寸法・規格であるため、実際の工事に際しては、必ず現地にて採寸・調査を行い実施すること。
- (5) 請負者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・中・後、隠蔽部分、使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、工事完了後速やかに現像し、A4判アルバム（プリント可）に整理のうえ1部提出すること。
- (6) 工事実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
- (7) 工事実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (8) 工事実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (9) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次のア～カの事項を満たすものとする。
 - ア 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - イ 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
 - ウ 安定的な供給が可能であること。
 - エ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - オ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - カ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
- (10) 工事に必要な電気・水についてはすべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。

- (11) 作業時間は、09時00分～17時00分とする。ただし、夜間作業実施時等の場合でこれを超える時間については監督官と協議するものとする。
- (12) 本工事で発生した廃品等のうち、監督官が指示するものについては、発生材報告を提出し、所定の位置（場内運搬距離約4km）に搬入・集積する。その他の廃品等については、
- 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守し請負業者の責任において場外処分すること。処分完了後、処分完了が証明できる書類（マニフェストの写し）を官側に提出するものとする。
 - 飛散防止処置後、所定の位置（場内運搬距離約0.5km）に搬入・集積すること。
- (13) 本工事は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。
- (14) 請負者は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し（下請負人共）を工事現場に備えると共に監督官に提出すること。なお、提出時期は工事施工前、体制変更時及び監督官の求める時期とする。
- (15) 一般事項及び特記事項で選択する部分については、以下の通りとする。
- 印が付いたものを適用する。
 - 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
 - 印と※印が共に付いた場合は、●印を適用する。
- (16) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

6 特記事項 ※[]内の番号等については、標仕・改修標仕番号とする。

(1) 仮設工事 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1]

ア 足場等

内部足場 種別 ※脚立、足場板等

外部足場 種別 ●設置する。仕様（枠組本足場手すり先行方式）

防護シート

- 設置する（設置範囲 ●工事に必要な範囲 ・図示による ）
- ・設置しない

騒音・粉じん等の対策

種類 ●防音シート ・防音パネル

範囲 ・図示 ●工事に必要な範囲

材料、撤去材等の運搬方法 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 [2.3.1]

- (ア) 足場を設ける場合は、改修標準仕様書 2.2.1(2)によるほか、設置においては「手すり先行ガイドライン」について（厚生労働省基発第 0424001 号。平成 21 年 4 月 24 日）における別紙 1 「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」 2 の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

- (イ) 屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。

イ 既存部分の養生 [2.3.1]

既存部分の養生方法 ※ビニルシート、合板等

既存家具、既存設備等の養生方法 ※ビニルシート等

既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・ビニルシート等

保管場所 ・図示

固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・行う（図示）。

既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

(2) 防水改修工事

ア 降雨等に対する養生方法(とい共)

[3.1.3][3.8.3]

防水層立上り撤去部は、平場・立上り共、セメント系塗膜防水にて100mm程度仮防水をすること。その他の部分は、改修標仕 3.1.3(e)(1)～(3)によるものとする。

イ 改修用ドレン

[3.2.5]

設ける (○P0AS ●P0ASI ○P0D ○P0DI ○P0S ○P0SI ○P0X)

ウ 既存防水層の下地補修

(ア) アスファルトの種類は、JIS K 2207 3種とする。

(イ) 既存下地の補修箇所、範囲、数量等については、図示するものとする。

エ 既存露出防水層表面の仕上げ塗装除去

・行う ●行わない

除去方法 ※デッキブラシ等での水洗い ・高圧水洗

防水改修工法 ・M4AS ●M4ASI ・M4C ・M4DI ・L4X

オ アスファルト防水

(ア) アスファルトの種類は、「ウ 既存防水層の下地補修」による。

(イ) アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ (JIS A 6013)は、改修標仕表 3.3.3 から表 3.3.9 までによる。

(ウ) 押え金物の規格は、アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)程度とする。

(エ) 屋根保護防水層の種別は下記のとおりとする。

[3.3.2～3][表 3.3.3～6]

工法	種別	施工箇所
○P1B	○B-1 ○B-2 ○B-3	
○P1BI T1BI	○BI-1 ○BI-2 ○BI-3	
○P2A	○A-1 ○A-2 ○A-3	
○P2AI	○AI-1 ○AI-2 ○AI-3	

(オ) 断熱工法に用いる断熱材の種別は下記のとおりとする。

[3.3.2]

厚さ	材質
25mm 50mm 60mm	JIS A 9511 のA種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種b(スキンあり)

(カ) 絶縁用シートに使用する材料の種別は下記のとおりとする。

[3.3.2]

屋根保護防水の場合	ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上
屋根保護防水断熱工法の場合	フラットヤーンクロス(70g/m ² 程度)

(キ) 屋根露出防水層の種別は下記のとおりとする。

[3.3.2～3][表 3.3.7～9]

工法	種別	施工箇所
○M4C	○C-1 ○C-2 ○C-3 ○C-4	
○M3D ○P0D	○D-1 ○D-2 ○D-3 ○D-4	
○P0DI ○M3DI ○M4DI		

(ク) 断熱工法に用いる断熱材の種別は下記のとおりとする。 [3.3.2]

厚さ	材質
25mm 50mm	JIS A 9511 のA種硬質ウレタンフォーム保温板 2種1号又は2号で透湿係数を除く規格に適合するもの

(ケ) 仕上塗料の種別は下記のとおりとする。 [3.3.2]

種類	使用量	色
エマルジョン系水性塗料	0.3kg/m ²	グレー(庁舎)
シルバー塗料		シルバー(官舎等)

(コ) 屋内防水層の種別は下記のとおりとする。 [3.3.2~3][表3.3.10]

工法	種別	施工箇所	保護層
○P1E P2E	○E-1 ○E-2		設ける(モルタル押え)

(ク) 目地は改修標準仕様書 3.3.2 及び 表 3.3.1 によるものとする。

○アンカータイプ ○付着層タイプ

(シ) 保護コンクリートは改修標準仕様書 3.3.2(m)によるものとする。

(ス) 保護層の施工 [3.3.5]

工法	厚さ(水下)	平たんさ
コテ仕上の場合	80mm以上	3mにつき7mm以下
仕上材(タイル等)がある場合	60mm以上	
溶接金網: JIS G 3551 鉄線径 6mm 網目寸法 100mm		

(セ) 立上がり部の保護の方法 [3.3.2][3.3.5][表3.3.3~6]

・コンクリート押え	
・乾式保護材(厚さ等は図示による。)	窯業系パネル—I類・II類 金属複合板
窯業系パネル: 無石綿の繊維質原料等を主原料として板状に押出成形し、オートクレー部養生したもの。 金属複合板: 金属板と樹脂を積層一体化させたもの。 品質、性能は 1章 改修一般共通事項 9 材料の品質等による。	

カ 改質アスファルトシート防水 [3.4.2]

(ア) アスファルトシートの種類及び厚さ (JIS A 6013)

※改修標準仕様書 表 3.4.1 から表 3.4.3 までによる。

・JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ

用途による区分

材料による区分 ※R種

厚さ ()mm 以上

(イ) 粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ

※改修標準仕様書表 3.4.1 から表 3.4.3 による

・JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ

用途による区分

材料による区分 ※R種

厚さ ()mm 以上

(ウ) 部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ

※改修標準仕様書表 3.4.1 から表 3.4.3 による

・ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ

用途による区分

材料による区分 ※R 種

厚さ ()mm 以上

(エ) 押え金物 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)程度 ・既製品(アルミニウム製) [3.4.2]

(オ) 新設防水層の種類 [3.4.2~3][表 3.4.1~3]

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 ㊤	仕上塗料		高日射反射率防水 ㊤	備考
				種類	使用量		
・ M4AS	・ AS-T1 ・ AS-T2 ・ AS-J2	※図示		●アスファルトルーフィング類の製造所の仕様	※アスファルトルーフィング類の製造所の仕様	・適用する	
・ M3AS	・ AS-T3 ・ AS-T4 ・ AS-J1	※図示				・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレ ・設ける ・設けない
・ POAS	・ AS-T3 ・ AS-T4 ・ AS-J1 ・ AS-J3	※図示				・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレ ・設ける ・設けない
・ M3ASI ●M4ASI ・ POASI	●ASI-TI ・ ASI-JI	※図示	改修標準仕様書 3.4.2(3)(ウ) (種類) ※JIS A 9521 の硬質 ウレタンフォーム断 熱材 2 種 1 号若しく は 2 号で透湿係数を 除く規格に適合する もの (厚さ) (mm) ・ 25 mm ※50 mm ・ 85mm			・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレ ●設ける ・設けない 防湿層 ・設ける ・設けない

絶縁工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量

[3.4.3]

種類

※アスファルトルーフィング類の製造所の指定

設置数量

※アスファルトルーフィング類の製造所の指定

キ 合成高分子系ルーフィングシート防水

[3.5.1]

(ア) ルーフィングシートは、JIS A 6008（合成高分子系ルーフィングシート防水）により、種類及び厚さは、改修標仕表 3.5.1 及び表 3.5.2 による。

(イ) 種別及び工程

工法	種別	施工箇所
OM4S	OS-M1 OS-M2 OS-M3	陸屋根（平場）
	OS-F1 OS-F2	陸屋根（立上り）
	OSI-M1 OSI-M2	

ク 塗膜防水

(ア) 塗膜防水の種別は下記のとおりとする。

[3.6.3][表 3.6.1~2]

工法	種別	施工箇所	仕上塗料塗り
L4X	X-2	架台基礎、パラペット立上	シルバー カラー

(イ) Y-2の保護層（保護モルタル・保護コンクリート）

[3.6.3]

(ウ) 既存塗膜防水表面の仕上塗料の撤去（デッキで水洗い・高圧洗浄機）

ケ 脱気装置の種別は下記のとおりとする。

[3.3.3][3.4.3][3.5.3][3.6.3]

防水種別	種別	材質	設置数量
屋根露出防水絶縁及び屋根露出防水絶縁断熱工法における防水種別	アスファルトシート製造所の指定による		
合成高分子ルーフィングシート防水の防水種別	ルーフィングシート製造所の指定による		
X-1	平面部脱気型	図示による	図示による
	立上がり部脱気型	図示による	図示による
	主材料製造所の指定による		

コ シーリング[3.1.4][表 3.1.2]

(ア) シーリング改修工法の種類は、（シーリング充填工法※シーリング再充填工法・拡幅シーリング再充填工法・ブリッジ工法）とする。

(イ) シーリング材の種類、施工箇所は下記のとおりとする。

[表 3.1.2][3.7.2][4.2.2][表 3.7.1]

施工箇所	シーリング寸法	目地寸法	種別
外部打継ぎ目地	20以上×10	20×20	PU-2
外部縦目地	20以上×10	20×20	PU-2

(ウ) ブリッジ工法は（ボンドプレーカー張り・エッジング材張）とする。

[3.7.7]

サ 防水の保証書

防水工事（アスファルト防水・改質アスファルトシート防水・合成高分子系ルーフィングシート防水・塗膜防水）の保証期間は10年とし、製造者、施工者及び受注者の三者の連名による保証書を監督官に提出すること。

シ とい等の種別は下記のとおりとする。[3.8.2][表 3.8.1]

といの材質	掃除口の有無
硬質ポリ塩化ビニル管（VP・）	
ルーフドレンの種別	取付方法
ろく屋根用（縦型・横型）	改修標準仕様書 3.8.3(h)による

ス アルミニウム製笠木

[3.9.2][表3.9.1]

(ア) アルミニウム製笠木の種別は下記のとおりとし、工法・取付方法等については図示するものとする。

種類	板厚 (mm)	表面処理	固定間隔	備考
200形	1.6以上	A-1種又はB-1種 B-2種・ステンパー	固定方法及び間隔は 施工計画書(品質計 画)で定めたもの	隅角部及び突当たり 部等の役物は製造所 の仕様による

(イ) 笠木の固定金具の工法について、風圧力及び積雪荷重に対応した工法を施工計画書として提出すること。

(3) 外壁改修工事(ひび割れ部改修工法)

ア 樹脂注入工法

[4.3.4]

工法	材料	割幅(mm)	注入量	注入間隔(mm)
自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	エポキシ樹脂(JIS A 6024)	0.2~0.3	40	250~300
	0.5未満 低粘土型	0.3~0.5	70	
	0.5以上 中粘土型	0.5~1.0	130	

イ Uカットシール材充填工法

[4.2.2][4.3.5]

(ア) シーリング材

充填材料

Ⅰ成分形又はⅡ成分形^ホリウタン系

ポリマーセメントモルタルの充填の有無 ●有 ○無

(イ) 可とう性エポキシ樹脂

ウ シール工法 ○パテ状エポキシ樹脂 ●可とう性エポキシ樹脂

[4.2.2][4.3.6]

(4) 塗り仕上げ外壁等

ア 既存塗膜等の除去及び下地処理

[4.6.3]

工法	処理範囲	下地のひび割れ部等の補修
●サンダー工法	図示(アスベスト含有以外)	●ひび割れ部改修工法 ●浮き部改修工法 ●欠損部改修工法
●高圧水洗工法	図示(アスベスト含有以外)	
・塗膜はく離工法	図示	
・水洗い工法	図示(デッキブラシ・高圧洗浄機)	

(ア) 高圧水洗工法の加圧力は試験施工を行い、監督官の承諾を受けること

(イ) 塗膜はく離剤工法の塗膜剥離剤は試験施工を行い、監督官の承諾を受けること

イ 下地調整材

[4.6.3~4]

(ア) 下地調整塗材(●C-2 ○C-1 ○CM-2)

(イ) ポリマーセメントモルタル

(ウ) 防水形仕上塗材主材

ウ 仕上げ塗材仕上げ

種類・仕上げの形状、工法種別等は下記のとおりとする。

[4.1.4][4.2.2][表4.2.4]

種類	呼び名	防火材料の指定	仕上げの形状等
複層仕上塗材	○複層塗材 CE		外部 凹凸模様
	●複層塗材 E		内部 ゆず肌状
	○防水型複層塗材 CE		上塗材
	●防水型複層塗材 E		耐候性 耐候性3種 耐候性2種
			溶媒 水系 溶剤系
			樹脂 アクリル系 ポリウレタン系
		外観 つやあり つやなし	
		増塗材 適用する(防水型のみ)	

(5) 施工数量調査

施工計画調査	●調査項目	防水改修、外壁改修
	●調査方法	目視及び打診目視、テストハンマーによる打診等
施工数量調査	●調査項目	外壁改修 (パラペット部含む)
	●調査方法	目視、テストハンマーによる打診等
	●調査内容	(1) ひび割れ幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れの部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 (2) コンクリート表面のはがれ及び剥落部を壁面に表示する。 (3) 仕上塗材等の劣化部分、剥離部分等を壁面に表示する。 (4) 既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。 (5) 上記結果を記録し、監督官に提出する。

既存部分の破壊を行った場合は、破壊以前の状態に復し、補修方法は別記による。

中間膜が透明の場合は「1」を記入、中間膜が半透明の場合は「2」を記入

(6) 塗装改修工事

ア 材料

[7.1.3]

使用する材料は、JIS適合品又はJIS等規格に準じたものとする。

防火材料の指定がある場合には、建築基準法に基づき指定又は認定を受けた材料とする。

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量

※F☆☆☆☆

イ 下地調整

既存塗装の除去範囲 (塗替えでRB種の場合)

[7.2.1][表7.2.1~7]

※劣化部分は除去し、活膜部分は残す 図示

既存錆止め塗料の鉛含有量調査

・行う (箇所)

●行わない

下地調整

[7.2.2~7][表7.2.1~7]

下地の種類	下地調整の種別		ひび割れ部の補修
	塗替え	新規	
木部	※RB種	・RA種 ・RB種	
鉄鋼面	※RB種	RA種	

亜鉛めっき鋼面	※R B種	R A種	
亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※R B種	R C種	
モルタル面、プラスター面	※R B種	・R A種 ・R B種	・行う。
コンクリート面 (DP 以外)、ALCパネル面	※R B種	R A種	・行う。
押出成形セメント板面	・R A種 ・R B種 ・R C種	・R A種 ・R B種	・行う。
コンクリート面 (DP)	・R B種 ・R C種	・R A種	・行う。
せっこうボード面、その他ボード面	※R B種	・R A種 ・R B種	

ウ 素地ごしらえ

(7.3.2~7)

木部 不透明塗料：A種 透明塗料：B種

鉄鋼面 (DP 以外) ・A種 ・B種 ※C種

(18.2.3)

鉄鋼面 (DP) ・A種 ※B種 ・C種

モルタル・プラスター面 ・A種 ※B種

ボード面

せっこうボード面 継目処理工法 ※A種 ・B種

せっこうボード及びその他ボード面 ・A種 ※B種

コンクリート面 (DP 以外)・ALCパネル面 ・A種 ※B種

押出成形セメント板面 ・A種 ※B種

コンクリート面 (DP) ※A種 ・B種

亜鉛めっき鋼面 ・A種 ・B種

エ 鉄鋼面錆止め塗料の種別

[7.4.2][表7.4.1~2]

塗装面	1回目(工場)	2回目(現場又は工場)
鉄鋼面 SOP	※A種 (JIS K 5674) 鉛・クロムフリーさび止めペイント1種	※A種 (JIS K 5674) 鉛・クロムフリーさび止めペイント1種
鉄鋼面 DP	※C種 (JIS K 5552) ジンクリッチプライマー2種	※2回目及び3回目 D種 (JIS K 5551) 構造物用さび止めペイントA種
鉄鋼面 DP塗替 下地調整RA	※C種 (JIS K 5552) ジンクリッチプライマー2種	※2回目及び3回目 D種 (JIS K 5551) 構造物用さび止めペイントA種
鉄鋼面 DP塗替 下地調整RB	※E種 (JASS 18M-109) 変性エポキシ樹脂プライマー2種	※E種 (JASS 18M-109) 変性エポキシ樹脂プライマー2種
鉄鋼面 EP-G	※B種 (JASS18 M-111) 水系さび止めペイント	※B種 (JASS18 M-111) 水系さび止めペイント
亜鉛めっき 鋼面 SOP 鋼製建具新規	※A種 (JPMS 28) 一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント	※A種 (JPMS 28) 一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント

亜鉛めっき 鋼面 SOP 鋼製建具新規 以外	※A種 (JPMS 28) 一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイン ト	
亜鉛めっき 鋼面 DP	※B種 (JASS 18 M-109) 変性エポキシ樹脂プライマー (変性エポ キシ樹脂プライマーおよび弱溶剤系変 性エポキシ樹脂プライマー)	
亜鉛めっき鋼 面 EP-G 鋼製建具新規	※C種 (JASS18 M-111) 水系さび止めペイント	※C種 (JASS18 M-111) 水系さび止めペイント
亜鉛めっき鋼 面 EP-G 鋼製建具新規 以外	※C種 (JASS18 M-111) 水系さび止めペイント	

オ 錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種別

[7.4.2][表7.4.3~6]

塗装面		工程	備考
鉄鋼面	新規鉄鋼面見え掛 り	※A種	表7.4.3
	新規鉄鋼面見え隠 れ	※B種	表7.4.3
	塗替え	※C種	表7.4.3
	DP新規	※A種	表7.4.4
亜鉛めっき鋼面	塗替え	※C種	表7.4.5
	鋼製建具	※A種	表7.4.5
	その他	※B種	表7.4.5
	DP		表7.4.6

カ 各種塗装の種別

記号	種 類	塗 装 面	工 程	
			塗替え	新 規
SOP	合成樹脂調合ペイント塗り [7.5.2~4]	木部	※B種 ・	屋外 A種 屋内 B種
		鉄鋼面	※B種 ・	・ A種 ・ B種
		亜鉛めっき鋼面	※B種 ・	※B種 ・
		鋼製建具	※A種	※B種
CL	クリヤラッカー塗り [7.6.2]	木部	※B種 ・	※B種 ・

NAD	アクリル樹脂系 非水分散形塗料塗り [7.7.2]	コンクリート面(屋内) モルタル面(屋内)	※B種	※B種
DP	耐候性塗料塗り [7.8.2~4]	鉄鋼面(屋外) 亜鉛めっき鋼面(屋外)	上塗りの等級 ●1級・2級 ・3級	上塗りの等級 ・1級・2級 ・3級
		コンクリート面(屋外) 押出成形セメント板面 (屋外)	●A-1種・B-1種 ・C-1種 ・A-2種・B-2種 ・C-2種	・A-1種・B-1種 ・C-1種 ・A-2種・B-2種 ・C-2種
EP-G	つや有合成樹脂 エマルジョンペイント塗り [7.9.2~5]	木部(屋内)	※B種	※A種
		鉄鋼面(屋内) 亜鉛めっき鋼面(屋内)	※B種	・A種 ※B種
		コンクリート面、モルタル面、 ボード面等	※B種	・A種 ※B種
EP	合成樹脂エマルジョン ペイント塗り [7.10.2]	コンクリート面、モルタル面、 ボード面等	※B種	・A種 ※B種
UC	ウレタン樹脂ワニス塗り [7.11.2]	木部	※B種	※B種
OS	ステイン塗り [7.12.2]	木部	[表 7.14.1]	
WP	木材保護塗料塗り [7.13.2]	木部	※B種	※B種

つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り及び合成樹脂エマルジョンペイント塗り

しみ止めの種別 ※※B種又はC種の場合は、改修標準仕様書表 7.9.1 の工程 1 の下塗りをしみ止めシーラーとする [7.9.2][7.10.2]

・高日射反射率塗料塗り

下地調整 (改修標準仕様書表 7.2.2)

※RB種 ・ RA種 ・ RC種

工程	塗料その他				塗付け量 (kg/m ²)
	規格番号	規格名称	種類	等級	
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射 反射率塗料	2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の 仕様による

クリヤラッカー塗り A種の工程 2 の適用

- ・適用しない
- ・適用する (着色剤：・溶剤系着色剤 ・油性染料着色剤)

ウレタン樹脂ワニス塗りの工程 1 の着色の適用

- ・適用する
- ・適用しない

(7) 環境配慮改修工事

ア 解体工事の範囲

- (ア) 建物本体
- (イ) 基礎 ※含まない
- (ウ) 電気、給水、排水及び電話設備の切り放し工事 ・含む。 ※含まない。
- (エ) 石綿含有建材の除去 ※図示による。
- (オ) 解体撤去後は周囲地盤にならい、見栄え良く敷き均すこと。
- (カ) 建築設備撤去工事 ・含む。 ※含まない。

イ 解体工事安全管理

- (ア) 工事における安全管理に当たっては、「建築工事安全施工技術指針（建設省営監発第13号。平成7年5月25日）」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編（建設省経建発第1号。平成5年1月12日）」によるほか、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を参考に、公衆災害の防止について適切な対策を講じる。
- (イ) 建設資材廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、「建設副産物適正処理推進要綱」及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）による。
- (ウ) 解体に対しては、作業前及び作業中に散水等を行い、粉じん等の飛散防止に努める。

ウ 石綿含有建材の除去工事

石綿含有建材除去後の仕上工事 ●図示による。

既存石綿含有建材調査報告書の貸与 ●あり（調査箇所：外壁・防水） ・なし [9.1.1]

施工調査 [9.1.1]

・分析による石綿含有建材の調査

分析対象 アクリライト、アモライト、アンソライト、クリソライト、クロソライト及びトロンライト

- 分析方法
- ・ JIS A1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部：市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法」による。
 - ・ JIS A1481-2「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部：試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法」による。
 - ・ JIS A1481-3「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部：アスベスト含有率のX線回析定量分析方法」による。
 - ・ JIS A1481-4「建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第4部：質量法及び顕微鏡法によるアスベスト含有の定量分析方法」による。

分析結果については、監督官に報告すること。

材 料 名	定性分析		定量分析	
	試料数	箇所	試料数	箇所
	試料数	箇所	試料数	箇所
	試料数	箇所	試料数	箇所

1 試料当たり 3 サンプルを採取する。

採取箇所 ※図示

石綿粉じん濃度測定

※行う。 ・行わない。

測定方法等は、アスベストモニタリングマニュアル（環境省）による。

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定 1	除去作業前	除去作業室内	・計 1 点 ・計 2 点 ・計 3 点
●	測定 2		調査対象室外部の付近	・計 1 点 ●4 方向各 1 点
・	測定 3	除去作業中	除去作業室内	・計 1 点 ・計 2 点 ・計 3 点
●	測定 4		セキュリティゾーン入口	●計 1 点
●	測定 5		集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	出口吹出し風速 1m/sec 以下の位置 ・計 1 点 ●計 2 点
●	測定 6		除去作業室外 ●施工区画周辺・敷地境界	・計 1 点 ●4 方向各 1 点
・	測定 7	除去作業後(シート養生中)	除去作業室内	・計 1 点 ・計 2 点
・	測定 8	除去作業後シート	除去作業室内	・計 1 点 ・計 2 点 ・計 3 点
●	測定 9	撤去後 1 週間以降	調査対象室外部の付近	・計 1 点 ●4 方向各 1 点

測定方法

	メンブレン フィルタ直径 (mm)	試料の吸引流量 (L/min)	試料の吸引 時間(min)
測定	25	・ 1 ・	・ 5
測定 2, 4, 5, 9	25	・ 5 ・	・ 120
測定 6	47	・ 10 ・	・ 240

エ 石綿含有建材の除去

●石綿含有建材の除去

- ・石綿含有吹付け材の除去

[9.1.3]

除去対象範囲 ※図示

作業場の隔離方法 ※改修標準仕様書 9.1.3(1)

隔離範囲 ※図示

除去工法 ※改修標準仕様書 9.1.3(2) (ア) (a)～(d)による。

除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置 ※湿潤化 ・固形化

- ・石綿含有保温材等（石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む）の除去

[9.1.4]

除去対象範囲 ※図示

作業場の区画 ・行う（図示）。 ・行わない。

区画の範囲 ※図示

除去工法 ※手ばらし（改修標準仕様書 9.1.4(3)による）。

除去した石綿含有保温材の飛散防止措置 ※湿潤化 ・固形化

- ・石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種）の除去

[9.1.5]

除去対象範囲 ※図示

作業場の区画（隔離養生） ※行う（図示）。 ・行わない。

区画（隔離養生）の範囲 ※図示

除去工法 ※手ばらし（改修標準仕様書 9.1.5(2)による）。 ・手ばらし以外（破砕して

除去)。

- 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外）の除去 [9.1.5]
 - 除去対象範囲 ※図示
 - 作業場の区画 ・行う（図示）。 ・行わない。
 - 区画の範囲 ※図示
 - 除去工法 ※手ばらし（改修標準仕様書 9.1.5(2)による）。 ・手ばらし以外（破砕して除去）。

- 石綿含有建築用仕上塗材等の除去（含有率 0.1%以上）

石綿が含有する建築用仕上塗材の除去等については、国立研究開発法人建築研究所及び日本建築仕上材工業会が作成した「建築物の改修・解体工事建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」及び「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」（平成 30 年 3 月 厚生労働省）による。

- 除去対象範囲 ※図示
- 着工前の試験施工 ※行う ・行わない
- 除去工法 ※図示

- 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法

- ・集じん装置併用手工具ケレン工法
- ・集じん装置付き高圧水洗工法（・15MPa 以下 ・30～50MPa 程度）
- ・集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa 以上）
- ・剥離剤併用超音波ケレン工法
- ・剥離剤併用手工具ケレン工法
- ・剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa 程度）
- ・剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa 以上）
- ・超音波ケレン工法（HEPA フィルター付き掃除機併用）

(ア) 施工区域を明確に定め、水滴飛沫などによる汚れを防止するためにプラスチックシートなどによる養生を行うこと。

(イ) 剥離剤を使用する工法では、ジクロロメタン等の有害性の高い化学物質を使用しない。

剥離剤使用量 0.6～1.0 kg/m²

(ウ) 水を使って除去する工事の場合には、未処理の排水が流出。地下浸透しないようすべて回収しなければならない。回収した排水は、凝集沈殿後に上澄み水をろ過処理する等により、適切に処理した上で放流すること。

除去した石綿含有建築用仕上げ塗材の廃棄物処理

- ・管理型埋立処分場（薬剤等による安定化またはコンクリートによる固形化を行ったうえ、耐水材料で2重梱包する）。
- ・「溶解処分」または環境大臣認定の「無害化处理」

(8) 断熱・防露改修工事 ㊄

ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆

・外断熱及び断熱材打込み工法

[9.5.2]

種類	種別	厚さ(mm)	施工箇所
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材			
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキン層なし)			
●硬質ウレタンフォーム断熱材	2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの	50mm	屋上
・フェノールフォーム断熱材			

・断熱材現場発泡工法

[9.5.3]

断熱材の種類 ※A種1又はA種1H ・B種2

厚さ(mm) ・50mm

施工箇所

※窓回り等の断熱補修部分、ルフトレイン回りの床版等、部分的に後張りとしなければならない箇所

・図示

7 提出書類

(1) 種類・部数

- ア 工程表 1部 (契約後すみやかに)
- イ 現場代理人等指名・変更通知書 1部 (契約後すみやかに)
- ウ 着工届 1部 (着工当日)
- エ 竣工届 1部 (完了当日)
- オ 工事打合簿、工事日誌 1部 (その都度)
- カ 材料検査簿 1部 (材料搬入時)
- キ 使用材料承認願及び承認図等 1部 (すみやかに)
- ク 工事写真 1部 (工事完了後すみやかに)
- ケ 工事内訳明細書 1部 (契約後すみやかに)
- コ 発生材報告書 1部 (必要時のみ、引渡時)
- サ マニフェストの写し 1部 (処分完了後速やかに)
- シ 産業廃棄物運搬・処分業の許可証・契約書の写し 1部 (契約後すみやかに)
- ス 施工体制台帳の写し及び施工体系図 1部 (工事施工前及び変更時)
- セ 各種報告書、試験成績書等 1部 (工事完了後すみやかに)
- ソ その他指示された書類 (その都度)

(2) 提出方法

提出書類一式を綴じる事が可能なファイル等と共に提出すること。